

健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成 19 年度決算から健全化判断比率の 4 つの財政指標の公表が義務付けられ、さらに平成 20 年度決算からは健全化判断比率のいずれかが基準以上の団体には財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

本市では、平成 29 年度決算における各指標の比率はいずれも基準未満となり、前年度の数値から改善しました。

指標	概要	国からの基準		H24算定	H25算定	H26算定	H27算定	H28算定	H29算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%						
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%						
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	13.7%	12.2%	11.3%	9.8%	8.7%	7.8%
		早期健全化基準	25%						
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	—	66.0%	50.2%	46.6%	37.5%	36.7%	34.4%
		早期健全化基準							

指標	概要	国からの基準		区分	会計名	H24算定	H25算定	H26算定	H27算定	H28算定	H29算定
資金不足比率	公営企業(法適用企業・法非適用企業)ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	経営健全化基準	20%	法適用企業	水道事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					下水道事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					市立四日市病院事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
				法非適用企業	食肉センター食肉市場特別会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					農業集落排水事業特別会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)

○実質公債費比率

本市の実質公債費比率は、地方債のうち、土木債、総務債、消防債等の元利償還金が減少したことなどから、単年度では前年度の 7.9%から 7.1%へと減少し、3 ヶ年平均では前年度の 8.7%から 7.8%となりました。平成 21 年度決算以降は、地方債の協議制水準(18%以上)を下回っています。なお、平成 28 年度決算における中核市平均 6.5%、全国平均 6.9%のいずれと比較しても本市の数値が上回っていることから、今後も将来の財政負担となる市債の発行を抑制し、公債費の削減に努める必要があります。

○将来負担比率

比率算定の基礎となる税収等から算出する標準財政規模が 9 億円増加するとともに、一般会計等の地方債残高が 67 億円の減、債務負担行為に基づく支出予定額が 4 億円の減、財政調整基金をはじめとする基金残高が 30 億円の増となったことなどにより、本市の将来負担比率は、昨年度より 2.3 ポイント減少し 34.4%と改善しました。その結果、平成 28 年度決算における全国平均 34.5%を下回りましたが、実質公債費比率が平均値を上回っていることから、市債発行の抑制や、基金残高の確保など、今後も健全な財政運営に取り組む必要があります。